

住民監査請求に係る監査の結果

第 1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出年月日

- (1) 請求人 (略)
- (2) 提出年月日 令和 3 年 7 月 2 日

2 請求の内容

(1) 請求の要旨

福岡県は、令和 3 年 3 月に工事請負契約を締結した県道瀬高久留米線道路新設工事（2 工区及び 3 工区）において、違法な工期変更を行った。また、県道瀬高久留米線路肩整備工事、沖端川護岸補修（1 工区）工事及び県道瀬高久留米線道路新設工事（5 工区）において違法又は不当な繰越しを行った。このため、知事に対し各工事に係る請負者からの前払金の返還請求及び再発防止措置を求める。

(2) 違法又は不当とする事実及びその理由

ア 県道瀬高久留米線道路新設工事（2 工区及び 3 工区）に係る違法な工期変更
(違法である理由)

当該工事は令和 2 年度の単年度工事であるため、翌年度にまたがる工期変更は違法である。

イ 県道瀬高久留米線路肩整備工事の違法又は不当な繰越し
(違法又は不当である理由)

当該工事は旧県道の敷地内で工事するため、「用地交渉の難航」という繰越し事由は存在しない。また、施工現場の状況から工期延長が必要となるような事由は確認できなかった。契約締結以降に発生した繰越し事由がないことから、繰越し手続は違法又は不当である。

ウ 沖端川護岸補修（1 工区）工事の違法又は不当な繰越し
(違法又は不当である理由)

当該工事は河川敷などの県有地で施工するため、「用地交渉の難航」という繰越し事由は存在しない。また、施工現場の状況から工期延長が必要となるような事由は確認できなかった。契約締結以降に発生した繰越し事由がないことから、繰越し手続は違法又は不当である。

エ 県道瀬高久留米線道路新設工事（5 工区）の違法又は不当な繰越し
(違法又は不当である理由)

当該工事は工期が確保されており、「用地交渉の難航」という繰越し事由は存在しない。また、同時期に発注された県道瀬高久留米線道路新設工事（4 工区）は年度内に完了していることから、繰越し手続は違法又は不当である。

第 2 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の所定の要件を具備しているものと認め、令和 3 年 7 月 12 日付けでこれを受理した。

ただし、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は

怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていない（最高裁判所昭和57年（行ツ）第164号昭和62年2月20日判決）ことから、本件請求のうち県道瀬高久留米線道路新設工事（2工区及び3工区）に関する請求については、当該請求は理由がないものとして棄却する旨、令和3年6月22日付け3監総第142号で既に通知したところであり、却下する。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

県道瀬高久留米線路肩整備工事、沖端川護岸補修（1工区）工事及び県道瀬高久留米線道路新設工事（5工区）（以下、総称して「本件各工事」という。）について、繰越手続に違法性又は不当性があるか否かを監査の対象とした。

2 監査対象機関

県土整備部（県土整備総務課、企画課、道路建設課、河川整備課及び八女県土整備事務所）を監査対象機関とした。

3 知事の弁明

本件請求に対する弁明を知事に求めたところ、令和3年7月26日付けで知事から以下の内容の弁明書が提出された。

(1) 弁明の趣旨

本件各工事については、工期延長が必要な事由により繰越承認手続を行っていることから、瑕疵はないと判断する。

(2) 請求事実の認否及び弁明の理由

ア 第1の2(2)イの記載について、否認する。当該工事の繰越事由は「計画に関する諸条件（占用許可物件（電柱）の移設）」であり、「用地交渉の難航」ではない。

第1の2(2)ウの記載について、否認する。当該工事の繰越事由は「計画に関する諸条件（運搬路選択）」であり、「用地交渉の難航」ではない。

第1の2(2)エの記載について、否認する。当該工事の繰越事由は「計画に関する諸条件（警察協議）」であり、「用地交渉の難航」ではない。

イ 生じる損害について

否認する。本件において何ら損害は生じておらず、請求人の主張には理由がない。また、今後、損害が生じるおそれもない。

ウ 請求人が求める措置について

否認する。本件各工事に手続の瑕疵はないから、何ら措置を要しない。

4 請求人の陳述

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき、令和3年7月26日に証拠の提出及び陳述の機会を設け、その際、監査対象機関の職員の立会を認めた。

請求人からは、概ね上記第1の2(1)の記載に沿った陳述があった。その後、監査委員から請求人に対し、違法又は不当とする理由、生じている損害及び求める措置について確認を行った。

5 監査対象機関に対する監査等

監査対象機関の職員に対し、令和3年7月12日から同年8月27日にかけて、関係書類の確認及び

聴取調査等を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類の調査及び監査対象機関の職員からの聴取調査により、以下の事項を確認した。

(1) 県道瀬高久留米線路肩整備工事

ア 繰越事由

施工に際し支障となる電柱の移設が必要であり、移設の時期及び移設先等について九州電力株式会社等の関係機関との協議・調整に時間を要し、事業が延引したため。

イ 経緯

令和2年11月19日 電柱移設協議

令和2年12月9日 指名通知（指名競争を行う旨の通知）

令和2年12月24日 指名競争入札実施（請負者決定）

令和3年1月8日 契約締結（工期82日間：令和3年1月9日から同年3月31日まで）
（契約金額 17,380千円）

令和3年2月12日 前払金支出（6,900千円）

令和3年3月1日 電柱移設完了

令和3年3月11日 令和2年度一般会計補正予算（第13号）可決（繰越承認議決）

令和3年3月24日 工期変更について請負者と協議

令和3年3月30日 工期変更（工期143日間：工期末を当初定めていた令和3年3月31日から同年5月31日に変更）

(2) 沖端川護岸補修（1工区）工事

ア 繰越事由

工事資材等の運搬路の選択に当たり、地元住民との協議・調整に時間を要し、事業が延引したため。

イ 経緯

令和2年5月25日 社会資本整備総合交付金（以下「本件交付金」という。）交付申請
（福岡県知事から国土交通大臣あて）

令和2年6月1日 地元調整開始

令和2年7月10日 本件交付金交付決定（国土交通大臣から福岡県知事あて）

令和3年2月12日 指名通知（指名競争を行う旨の通知）

令和3年2月19日 翌年度にわたる債務負担（以下「翌債」という。）の承認要求書提出
（支出負担行為担当官（福岡県県土整備部長）から福岡財務支局長あて）

令和3年2月22日 指名競争入札実施（請負者決定）

令和3年3月1日 地元調整終了

令和3年3月3日 契約締結（工期28日間：令和3年3月4日から同年3月31日まで）
（契約金額 40,447千円）

令和3年3月11日 令和2年度一般会計補正予算（第13号）可決（繰越承認議決）

令和3年3月12日 前払金支出 (16,160千円)
令和3年3月16日 翌債の承認通知受領
(福岡財務支局長から支出負担行為担当官(福岡県県土整備部長)あて)
令和3年3月22日 工期変更について請負者と協議
令和3年3月23日 工期変更(工期119日間:工期末を当初定めていた令和3年3月31日から同年6月30日に変更)

(3) 県道瀬高久留米線道路新設工事(5工区)

ア 繰越事由

工事車両の進入に当たっては、安全確保の観点から現道と新設道路の交差点に設置している移動式ガードレールの撤去・移設が必要となったことから、地元警察との協議・調整に時間を要し、事業が延引したため。

イ 経緯

令和2年6月4日 地元警察との協議を開始
令和2年9月28日 指名通知(指名競争を行う旨の通知)
令和2年10月13日 指名競争入札実施(請負者決定)
令和2年10月21日 契約締結(工期145日間:令和2年10月22日から令和3年3月15日まで)
(契約金額 36,080千円)
令和2年10月29日 前払金支出(14,430千円)
令和2年12月2日 地元警察との調整終了・請負者に移動式ガードレール撤去を依頼
令和2年12月7日 移動式ガードレール撤去・移設完了
令和3年3月4日 工期変更について請負者と協議
令和3年3月8日 工期変更(工期161日間:工期末を当初定めていた令和3年3月15日から同年3月31日に変更)
令和3年3月11日 令和2年度一般会計補正予算(第13号)可決(繰越承認議決)
令和3年3月24日 工期変更について請負者と協議
令和3年3月29日 工期変更(工期222日間:工期末を令和3年3月31日から同年5月31日に変更)

2 判断

上記の事実関係の確認を踏まえ、以下のとおり判断する。

(1) 県道瀬高久留米線路肩整備工事の違法又は不当な繰越し

当該工事は、施工に当たり支障となる電柱の移設について、関係機関との協議・調整に時間を要し、事業が延引したため、県議会の繰越承認後に翌年度にわたる工期に延長したものである。

法第213条の規定による繰越しは、歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて認められるものである。当該工事は上記の事情により事業が延引し、翌年度にわたったものであり、繰越手続が違法又は不当であるとはいえない。

(2) 沖端川護岸補修(1工区)工事の違法又は不当な繰越し

当該工事は、工事資材等の運搬路の選択に当たり、地元住民との協議・調整に時間を要し、事

業が延引したため、本件交付金に係る福岡財務支局長の翌債承認及び県議会の繰越承認を得た上で、翌年度にわたる工期に延長したものである。

法第213条の規定による繰越しは、歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて認められるものである。当該工事は上記の事情により事業が延引し、翌年度にわたったものであり、繰越手続が違法又は不当であるとはいえない。

(3) 県道瀬高久留米線道路新設工事（5工区）の違法又は不当な繰越し

当該工事は、工事車両の進入路に設置されている移動式ガードレールの撤去・移設について地元警察との協議・調整に時間を要し、事業が延引したため、県議会の繰越承認を得た上で、翌年度にわたる工期に延長したものである。

法第213条の規定による繰越しは、歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて認められるものである。当該工事は上記の事情により事業が延引し、翌年度にわたったものであり、繰越手続が違法又は不当であるとはいえない。

上記のとおり、請求人の主張には理由がない。よって、本件請求についてはこれを棄却する。